

練馬区立敬老館で施設の運営のほかにご協力いただく区の事業等について（一例）

※ここでは、ご協力いただく事業等のうち主なものを掲載しています。事業等は今後変動することもあります。これらの事業等にご協力いただくことを前提に、提案を行ってください。

（一例）

No	事業等の名称	概 要	実施時期
1	事業周知・啓発・計画等に関するパンフレット・冊子等の配布・閲覧、ポスターの掲示	区報、区議会だより、区の事業や啓発、計画等に関するパンフレット・冊子等を施設に備え置き、区民への配布・閲覧およびポスターの掲示をお願いします。	随時
2	自動体外式除細動器（AED）の日常点検、操作等	平成 17 年度から順次、心肺停止状態の方の救命のために、自動体外式除細動器（AED）を区立施設に設置している。そのため、施設職員には以下の内容の作業をお願いする。 ○AED を設置していることについて案内表示等により利用者等へ周知する。 ○「点検担当者」を配置する。日常点検としてインジケータ（AED が正常に作動するか否かを示すランプや液晶画面）により AED が使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残す。また、AED に取り付けられているバッテリーや電極パッドの交換時期（使用期限等）を把握しておく。 ○消耗品（バッテリー、電極パッド）の定期交換（定期的に保守委託業者より配送）および機器使用後の交換（保守委託業者へ連絡することにより配送）を行う。 ○事象発生時に AED を使用し救命活動を行う（施設内に限らず施設近隣で発生した場合も含む）。 ○区職員が配置されていない施設においては、AED 操作および救急救命行為ができる者（普通救命講習等受講者）を最低 1 名以上確保する。	○日常点検（インジケータの確認） …随時 ○消耗品交換 …概ね 1.5 年 毎および使用後 ※機種により異なる ○機器操作 …事象発生時
3	「区長への手紙」の配付	区政に対する要望・意見等を、区に提出できるよう、「区長への手紙」の用紙を施設に備え置き、区民への配付をお願いします。	随時
4	区政に関する要望等の回答	施設に関する要望、苦情等が寄せられた場合、迅速な回答をお願いします。	随時
5	小災害応急対策	小災害応急対策実施要綱（昭和 58 年 12 月 27 日練総防発第 265 号）に基づく一時避難所として、小災害（暴風、豪雨、火災等）の際に、施設を利用する。	小災害発生時

6	災害時における避難者の受け入れ等の対応	「一時避難場所」として受け入れる。また、災害の規模や被害の状況により、区が当該施設を「臨時的避難所」として開設する場合や、災害活動拠点として使用する場合に、区に協力して運営する	区内に地震、豪雨等の災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合
7	男女共同参画の推進の理解を深める取り組み	従事職員等が、練馬区男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の推進を行えるように、可能な形態（各指定管理者の自主研修、区が実施する男女共同参画事業への参加、男女共同参画啓発資料の回覧など）で男女共同参画の推進を行う。 (区が実施する男女共同参画推進事業は、ねりま区報、練馬区ホームページで確認する。)	随時
8	人権問題について理解を深めるための取り組み	従事職員等が、人権問題を正しく認識し、利用者等の人権に配慮した適切な対応が行えるように、可能な形態（各指定管理者での自主研修、区が実施する人権啓発事業に参加する、人権に関する啓発資料等を回覧するなど）で人権研修を行う。 (区が実施する人権啓発事業は、ねりま区報、練馬区ホームページで確認する。)	随時
9	えせ同和行為等があった場合の対応	「えせ同和行為への対応について」(21 練総人第 122 号 平成 21 年 5 月 25 日付)に準じ、毅然とした対応をする。対応をした場合には、施設の所管課を通じて人権・男女共同参画課に報告する。	えせ同和行為があったとき
10	施設に差別的な落書き等がされた場合の対応	施設に差別的な内容の落書きがされているのを発見した場合には、①直ちに利用者等の目に触れないように処置したうえで、②現場を写真に撮るなど記録をし、所管課を通じて人権・男女共同参画課へ報告する。③所管課の指示により落書きを消去する(落書き消去に必要な経費は、施設修繕料に関する費用負担の取り決めに従う)。	落書き発生時
11	寿大学通信講座	月 1 回、受講生の作品を受け取り、添削済の作品を返却し、翌月のお手本・課題等を渡す。 また、随時新規受講生の申込受付をお願いする。	通年
12	「避難行動要支援者名簿登録票」の配付	災害時に自力で避難することが困難な方等の名簿を作成して災害に備えるため、「避難行動要支援者名簿」の登録票とチラシを区内施設に備え置き、配付をお願いする。	常時
13	三療サービス事業	申込み用のハガキをはつらつセンター、敬老館、地区区民館、厚生文化会館に置き、希望者への配布をお願いする。 ＜事業の内容＞ 区内に居住する満 65 歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のうち希望するサービスを、年 4 回を限度に練馬区三療師会に加入している施術所で 1 回 1,500 円の本人負担で受けることができる利用券を交付する。 う、マッサージ、指圧のうち希望するサービスを、年 4 回を限度に練馬区三療師会に加入している施術所で 1 回 1,500 円の本人負担で受けることができる利用券を交付する。	常時

14	高齢者いきいき健康事業	申込み用のハガキ（「高齢者いきいき健康事業のご案内」）を各施設に置き、希望者への配布をお願いする。 ＜事業の内容＞ 区内に居住する当該年度内に 75 歳以上の高齢者を対象に、①区内公衆浴場、②区内理容店・美容店、③区内はり・灸・マッサージ指圧施術所、④豊島園庭の湯、⑤区立少年自然の家「ベルデ」、⑥区内スポーツクラブ、⑦練馬区いきがいデイサービスの7つのメニューのうち、希望する1つのサービスに対して補助券等（いきいき健康券）を交付する。	概ね 5 月頃から 2 月末まで
15	熱中症対策	①クーリングスポット（涼みどころ）として各施設を開放。 ②各施設の入口等にクーリングスポットの目印となるタペストリー等の掲示。 ③熱中症啓発資材等の配架および掲示。 ④クーリングスポット利用者の受入れおよび暑さによる体調不良者への対応※ ※区から配備する「熱中症応急処置マニュアル」や「応急キット」を活用し、本人の状態や希望に応じた対応。 ※体調不良申出者の性別、年代、応急キットの使用状況、救急車の要請の有無等を区へ報告	開館時間内常時 ※毎年4月第4水曜日から 10 月第4水曜日まで
16	健口体操普及事業	希望のあった施設にて、高齢者を対象としたねりまお口すっきり体操等の普及事業を実施する。 ○事業の周知、チラシ作成・配付 ○申込受付や名簿を作成する。 ○参加者への対応等、当日の運営に協力する。	通年
17	緊急避難所事業（ひまわり110番）	原則として全ての区立施設等を「地域における緊急避難所」に指定し、子どもたちの緊急時の駆け込み場所としている。各施設には、緊急避難所標示板（ひまわり110番のステッカーまたは、プレート）を掲出する。子どもたちの駆け込みがあった場合は、子どもを保護し、必要に応じて警察に連絡をする。	開館時間内常時
18	選挙公報の補完ボックス設置ポスター掲示場の設置	選挙公報は、現在各戸配付しているが、選挙人が選挙公報を容易に入手できるよう補完ボックスを設置するとともに、補完場所であることを明示する掲示物の掲示をお願いする。補完期間を過ぎた公報は業者が回収する。	※選挙を実施する場合のみ。 選挙公報の補完ボックス設置期間：各選挙の公示日・告示日後の配送日～投票日 3 日後まで

（令和 8 年度に会場として使用する予定）

1	高齢者スマートフォン教室事業	60 歳以上の区民を対象に、スマホ操作や区の推奨するアプリの使用方法を習得するための教室等を開催する。	年間 100 回（4 施設合計）
2	健康維持に関する各種講演会	各種講演会：医師、管理栄養士、歯科衛生士などの講師を招いて運動・講義	実施時期は講師の都合や地域の要望により未定。

3	食のほっとサロン事業	65 歳以上の閉じこもりがちな高齢者等を対象に、月2回会食を中心に口腔ケアやミニ講座など「食」に関する総合的なサービスを提供することにより、高齢者の健康保持や介護予防を図る事業。	毎月 2～4回 通年実施
4	三療サービス (施設内サービス)	区内在住の 60 歳以上の方を対象に、高齢者の健康および福祉の増進を目的とした はり・マッサージおよび指圧(三療サービス)を1回 1,500 円で実施する。	各施設2か月に1度